

第3回 京都市産業技術研究所の在り方検討委員会

- | | |
|------|---|
| 1 日時 | 平成23年12月27日(火) 17:00～19:30 |
| 2 会場 | 京都高度技術研究所 10階 プレゼンテーションルーム |
| 3 構成 | 委員会委員（五十音順・敬称略）
上原 斎 独立行政法人産業技術総合研究所イノベーション推進本部
上席イノベーションコーディネータ
木村 千恵子 京都リサーチパーク株式会社 産学公連携部長
行場 吉成 京都工芸繊維大学 創造連携センター
産学官連携コーディネーター
中森 孝文 龍谷大学 政策学部 教授（委員長）
林 聖子 財団法人日本立地センター 立地総合研究所 主任研究員
東村 昌樹 京都市産業観光局 産業振興室長 |
| 4 次第 | (1) 開会
(2) 議題
ア 今後のスケジュール（案）について
イ 他都市の公設試験研究所へのヒアリング調査について
ウ 関係者・関係機関等ヒアリング結果に係る中間報告について
(3) 閉会 |

(摘録)

1 開会

2 議題

- (1) 今後のスケジュール（案）について
(事務局から説明)

<質疑応答>

委員 検討会スケジュール変更に伴い、報告書作成時期が年末（12月末）から年度末（3月初旬）に変更となるが、事務局のスケジュール等に支障は生じないか。

委員 当初の予定では、1月中旬に市長とミーティングを行い、方向性の確認を行う予定であったが、市会の委員会においても、意見交換を十分に行う必要があるとの指

摘を受け、年度末までに十分議論した上で方向性を出すこととしたいので、スケジュール調整をした。検討委員会の皆様方にはお手数を掛けることもあるが、お願い申し上げたい。

(2) 他都市の公設試験研究所へのヒアリング調査について

(林委員、事務局から報告)

<質疑応答>

委員 東京都立産業技術研究センターの本部及び多摩の建物新設と機器類に莫大な予算が付いたとあるが、都の予算だけであるか、もしくは、国の会計予算が別途ついたかについて教えて頂きたい。

委員 独法化をすすめるに当たって、業務のウィングを広げることを目的として、本部を北区からお台場に移転新設し、合わせて老朽化した機器類の更新を行うための都の予算であると聞いている。話を伺った限りでは、国の競争的資金を獲得して新たに投入したという話は聞いていないので、主たる部分については東京都の予算が付いたという認識である。

委員 東京都立産業技術研究センターの独法化時において、研究員の中には、専門性を活かせる新しい配置先がなかったとあるが、再編に伴って事業所を集約したことが影響しているのか。

委員 東京都立産業技術研究センターに残った研究員ではなく、都の公務員としての進路を希望した研究員については、専門性を活かせる新しい配置先がなかった場合もあったと聞いている。

委員 独法化後の課題において、産業支援機関との連携強化とあるが、独法化後に限定した課題ではなく、常に公設試験研究所において生じる課題とは言えないか。

事務局 ご指摘の通り、独法化以前から、産業支援機関との連携強化の課題は潜在的にあったと思われる。記載のヒアリング結果は、独立行政法人化後に設置された評価委員会での意見を踏まえたもので、独立行政法人になって新たに組織的に認識した課題もあると聞いた。

委員 これまでも指摘してきたように、独法化について考える場合は、運営面におけるメリット及びデメリットを検討するだけでなく、研究員が独法化によって受ける変化についても検討すべきである。

委員 東京都においては、独法化前、5年以内に退職が迫っている高年齢層の研究職については、非公務員となる研究職ではなく、公務員としての進路を希望する人が大

多数であった。また、公務員を希望した研究職については、今回ヒアリング対象ではなかったのですが、明言できないが、以前に研究会等で同席した東京都の若手研究員の意見を聞くと、研究職でなくなっても公務員でいたいという要望があった。一方、北海道の工業系研究員においては、非公務員となることに抵抗はなかったと聞いている。

委員 確かに公務員もしくは非公務員の立場を選択することを、自らの立場に置き換えると、即断し難い問題であると思われる。公務員の立場でなくなることもしくは、公務員を選択した際には、研究職から離れることも選択し難い問題で、研究員にとっては大きな要素となる。

委員 独法化のメリット及びデメリットについて、京都市産業技術研究所の意見を伺いたい。

産技研 他の公設試験研究所同様、産技研が独法化するにあたっては、新たな経費及び手間がかかり、研究員の身分保障も考慮しないといけないデメリットを抱えていると思われる。そこで、これらのデメリットとどのようなメリットがあるかを比較考慮したうえで、独法化をすすめていくべきかということについて議論して頂きたい。

委員 公設試験研究所をいくつかヒアリングする中で、ほぼ共通のメリット及びデメリットが見られるが、地方では唯一の研究機関として果たす役割が大きく、都市部では他の大学や民間研究機関と共に果たす役割が大きく、エリアごとで異なる役割があるということも、合わせて検討内容に入れて頂きたい。

委員 現段階で独法化を考えたときに、大きなメリットはあるのか。事務局の意見を伺いたい。

事務局 独法化後は、第三者委員会が評価を行なうことにより、業務の効率性やサービスの向上が図られることとなる。ヒアリング調査においても、独法化によって、必ずしもコストが削減できているとは限らないが、自律かつ弾力的な運営を可能にすることで、支援サービスの水準や新規サービスの展開について実現している。

委員 産業支援機関のニーズに対応すること及び新しい産業分野に対応するといった京都市産業技術研究所のあり方検討委員会の目的を考えたときに、現段階で独法化はふさわしいと言えるか。

事務局 ヒアリング調査結果だけをもとに、必ずしも、それを、京都市に置き換えて、独法化がふさわしいとは現時点では言い切れない。各自治体における独法化に至る背景は、それぞれ独自の要因もあるが、ヒアリングにおいては、独法化後がうまく機能強化していると聞いており、評価報告においても公開されている。独法化

のメリットが明確に現れてくるのはこれからではないか。

委員 名古屋市工業研究所は行政評価でどのような厳しい評価を受けたのか。

事務局 平成19年度の行政評価では、技術相談や依頼試験、受託研究等をあわせた技術支援の件数、中小企業技術者研修等による技術者の養成人数が指標として評価され、効率的・効果的な組織体制の見直しが指摘されたと聞いている。

委員 京都市でも同様の行政評価を行っているのか。

事務局 京都市では事務事業の目的がどの程度達成できているのか「事務事業評価」を毎年実施している。

委員 京都市産業技術研究所に対する直近の評価について教えて頂きたい。

産技研 昨年度は移転に伴う業務停止期間があったので、件数は若干減少したが、総合的にはよい評価を頂いている。名古屋市の事例のように、財務的問題に対して指摘を受けたといったことはない。

委員 独法化において、組織と職員の身分については、別に考えた方がよい。少なくとも、独法化した場合には、労基法に基づいた組織運営をしなければならない。あるいは、財務会計システムは民間経営でなければならないので、それに伴って、運営費がどれくらいかかるかを検討していかなければならない。独法化運営の中で、公務員型もしくは非公務員型を選択するかということについては、個人的には大きな差はないように考える。

委員 独法化について、ヒアリング調査して頂いている内容を聞くと、公設試が過渡期を迎えている状況である。京都市産業技術研究所についても、この時期に合わせて組織を見直している状況だが、地域によって役割も異なる。全国的に見て、大学が機器の無料貸出を行っている地域もあり、公設試験研究所の役割も変化しつつあることも考慮しなければならない。また、地域ごとの異なる役割として、京都市産業技術研究所については、窯業及び織物業との関わり方についても議論していかなければならない。

事務局 他都市ヒアリング調査で、デメリットにあげられた「独法化によるイニシャルコスト及びランニングコストの増加」とあるが、コスト削減だけでなく費用対効果で見るべきで、効果については、独法化による外部評価を取り入れることで明確にすることが可能となると聞いている。また、研究開発等については、京都の産業、中小企業を支えていく京都市産業技術研究所の果たすべき役割として実施するとともに、その成果について十分評価できる仕組みを構築する必要がある。合わせて、伝統産業の支援を研究機関としてどのようなかたちで実現していくのかということも重要な論点である。

委員 京都市の産業政策における京都市産業技術研究所の位置づけについては、前回までに意見を頂いているので、今回のヒアリング調査の結果と照らし合わせて、今後、議論をしていきたい。

(3) 関係者・関係機関等ヒアリング結果に係る中間報告について (1:41:30)

(事務局から報告)

<質疑応答>

委員 14 研究会に対する利用者ヒアリングにおいて、ヒアリング対象者の産業分野別(伝統産業系、先端産業系、下請産業系等)に意見をまとめた資料の作成は可能か。

事務局 研究会によっては同一産業系統のみの研究会もあれば、異分野系同士の研究会もあるため、本資料では産業分野別の意見がわかりにくいですが、産業分野別に意見を整理することは検討する。

委員 研究員に対するヒアリング調査において、現状として、組織の中でやるべきことはやっているという印象を受けたが、認識として間違いはないか。

事務局 研究員の意見としては、その認識で間違いないと考える。

委員 研究員に対するヒアリング調査の結果を見ると、4 本柱の技術支援(技術移転・指導、研究開発、試験・分析、人材育成)を基本とした研究所としての役割を果たしている中で、独法化によって新たな組織の変革が起こることに少し困惑しているという意見もみられた。

委員 独法化した時に求められる組織のあり方について、研究員は明確な像を持っているのか。

事務局 研究員は、自らも含めて、独法化後に求められる組織像について明確でないまま議論がすすんでいるのではないかとこのことを不安視している。そもそもなぜ組織改革するのかということが明確に示されていないので、研究員も何に対して意見を述べていいのか困惑している状況である。

委員 過渡期にある公設試験研究所の役割及び京都市の産業政策との関係性を整理した上で、なぜ独法化が必要なのか、もしくは、なぜ独法化が適していないのかという議論もしていくべきである。

ヒアリング調査報告を聞いていると、伝統産業系の支援は独法化には向いていないという前提のもとに議論がされているのではないかと感じたが、「独法化によって伝統産業支援を切り捨てることになる」という疑問を払拭した上でなければ、議論がすすまない。

委員 もう少し独立行政法人が何かということを理解してから、議論をすすめるべきではないか。特に誤解されていると感じるのは、独法化によって事務負担が増えて、中小企業への対応ができなくなるとあることだ。また、独法化によって経費が増大するとあるが、この10年間で公設試験研究所の研究員数がどれだけ削減されているかということにも着目して頂きたい。

委員 利用者ヒアリングによって、独法化に対する様々な誤解があることが明らかになった。例えば独法化による利用料金の値上げがあるのではないかといった不安感だ。他方、京都市産業技術研究所に対する利用者の評価や期待が高いことがわかったので、研究所の職員は独法化によって利用者数が減少することを不安がらずに、自信を持って頂くことが大切だと思う。そして、研究開発等の積極的な先行投資が、結果的には、依頼試験などの件数増加につながると前向きに考えられるようにしていくことが重要だと思う。

事務局 ヒアリング調査において、利用者は繰り返し利用しているが、まだまだ利用されていない企業が多く、新たに利用して頂くことで、企業自身その利用価値を見出せるのではないかと感じた。PR不足の面もあるが、研究員が外部に出ることによって、利用者と直接対話する機会を増やし、利用者にも新たな課題を意識付けできるのではないかと感じた。

委員 産技研の独法化によって、中小企業の役に立つ研究開発が困難になることはないと思われられる。産技研の独法化によって、業界と疎遠になるという不安があることは利用者の貴重な意見として受け止めるべきだが、誤解されている部分もあるので、丁寧に誤解を解消していくべきと考える。ヒアリング調査内容の意見には、独法化によって生じる問題ではないものも見受けられた。

研究員ヒアリング調査のあるべき姿に係る「展望」において、研究員が意欲を持てる研究環境について言及されていたが、独法化によって予算の自由度が増せば、実現可能となるのではないかと感じ、今後の京都市産業技術研究所の活動に期待している。

産技研 研究員ヒアリング調査において誤解している部分があるとの指摘について補足すると、独法化によって和装の故障鑑定等ができなくなるというのは極論として言っているのであって、要は、独法化という新しい運営において、マンパワーが限られる中で採算性が重視され、あるいは、非効率的な部分が切り捨てられるために、対応できない事柄も出てくるのではないかとという危惧を伝えたかったということである。

委員 いずれにしても、職員や利用者に対して、独法化についての説明が必要である。

また、議論の結果についても、職員や利用者に対して、情報提供をしていくことが重要であると感じている。

(4) 自由討議 (2:17:24)

- 委員 最後に、前回までの内容も踏まえて議論したい。
- 委員 京都市産業技術研究所に対して、民間企業のように必ずしも経済性だけで活動する機関ではないと考えている。また、京都市は他都市をモデルとすることが困難なまちであるので、最適な組織のあり方については、十分議論していくべきである。また、評価軸の設定も難しく、現状との乖離も見られるため、短期的評価と長期的評価等、京都ならではの評価軸の設定ができるように議論して頂きたい。
- 委員 検討委員会で評価項目まで示すことは難しいが、京都市の産業ビジョンとも整合性がとれるように評価の方向性を示したい。
- 委員 個人的には、独法化の視点に立っており、その中で、お金と人の問題をどのように解決していくかということが課題となる。行政の資金補助や人事交流等を積極的にすすめていけるかである。
- 委員 現在、京都市と京都市産業技術研究所に人事交流はあるのか。
- 委員 過去に人事交流の実績はあるが、固定化した人事交流はない。今後、人事交流については議論していきたいと考える。
- 委員 独法化するか否かの議論だけでなく、京都市産業技術研究所のあり方と京都市の産業政策の関連性についても十分議論して頂きたい。
- 委員 独法化によって、効率至上主義でいく部分と、そうでなく京都らしい部分を併せ持つ組織となるような議論をして頂きたい。また、京都市独特の伝統産業分野に対する地道な支援を従来どおり続けるか、他の産業支援機関のような出口支援まで含めた一貫支援に変えていくのか、限られた人材の中でどのような方向を選択するのか判断する場合に、他の産業支援機関との連携のあり方も合わせて検討して頂きたい。
- 事務局 地場産業及び伝統産業は、京都の特徴的な産業であり、京都の価値を高めている産業であるという、産業的側面と文化的側面を守っていけるような機能を京都市産業技術研究所の4本柱の技術支援に組み込んでいきたい。
- 委員 ヒアリング調査結果により、京都市産業技術研究所に対する評価や期待が高いことが示されたので、研究員には自信をもって業務に当たって頂きたい。その中で、独法化への不安を抱えていることもわかったので、職員の不安の払拭に努めるこ

とがこのあり方委員会に求められている最低限の事項と考える。そして、一定の理解を得て、京都市産業技術研究所に新たな機能を付加するために、独法化を検討していきたい。

委員 これまでの議論で紹介されてきた京都市産業政策における公設試の位置づけと、今回のヒアリング調査の内容を関連付けて比較できるよう、次回以降、産業政策における公設試の位置づけをもう一度明らかにするとともに、現状の不都合が何かを明らかにしていきたい。また、独法化の捉え方が正しく伝わっていないことがヒアリング調査によって明らかになったので、独法化について再度整理して、説明するとともに、独法化によって京都市産業技術研究所の評価が変わらないことを職員や利用者に説明することで、独法化に対する不安を払拭するという方法を検討していきたい。

独法化に関わらず、産業構造が変化していく中で、従来の評価軸だけでは研究所を評価できないという部分があるので、京都市産業技術研究所に対する新しい評価軸が必要であり、あり方委員会でその評価の方向性を示していく必要がある。

以上